

調布市東部公民館高齢者学級開設基準

令和元年5月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年5月1日一部改正

1 開設の趣旨

高齢者の自主的な学習の推進・援助と、高齢者同士の仲間づくりをすすめるため、東部公民館に調布市高齢者学級（以下「学級」という）を開設する。

2 開設の条件

- (1) 開設期間は、5月から翌年の3月までとする。
- (2) 学級の学習テーマは、広く文化や社会生活全般に関するものとし、年間の学習計画を組み立てることとする。ただし、政治・宗教活動及び営利を目的とするものは認めない。
- (3) 学級運営は、開設期間内に学習をまとめるよう、学習テーマにしたがい年間学習計画に沿って行うものとする。
- (4) 学級の構成人数は、原則として8人以上とし、市内に在住・在勤・在学するおおむね60歳以上の者とする。
- (5) 学習回数（時間）は、開設期間内で10回以上（20時間以上）、おおむね15回までとする。ただし、学習以外の会合（懇親会・文化祭準備等）は学習回数に含めない。
- (6) 東部地域文化祭に参加すること。
- (7) 公開講座等を実施し、地域に還元すること。

3 学級の展開

- (1) 学級生が、互いに発表者（講師）または学習者になること（相互学習）を基本に、年間のテーマを決めて学習する。
- (2) 学習テーマは、具体的な内容にする。
- (3) 1年間で完結するような計画性に富んだ学習にする。
- (4) 専門家に依存するような学習でなく、あくまでも専門家は助言者とし、学級生自身の自発的な勉強と発表、すなわち相互学習を目的とした形態を維持する。

4 申請

学級は申請に基づき、これを承認したときを開設する。学級数は、高齢者学級と成人学級を合わせて3学級までとする。

(1) 申請者（グループの代表者）は、下記の書類を公民館長あてに提出すること。

- ①学級開設申請書
- ②学習計画書
- ③学級生名簿
- ④前年度の収支報告書
- ⑤今年度の収支計画書

5 助成の範囲

公民館は、学級の活動に対して、年度当初に承認された学習計画に基づいて、下記に定める範囲内で支援する。

- (1) 講師謝礼　　講師を招いての学習は、おおむね3回とし、謝礼は、1回あたり24,000円かつ年間40,000円を上限とする。
- (2) 施設使用　　学習計画に基づき、申請した公民館の会場をおおむね15回まで確保する。ただし、学習日の変更にともなう施設の確保については、各学級で手続きすること。

6 運営上の留意点

学級の運営にあたっては、次のことを遵守する。

- (1) 学習日、学級生及び当初の学習計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 毎回、所定の出席簿を記入すること。
- (3) 「学習記録」は、毎回学習日以後1週間以内に提出すること。
- (4) 講師依頼書、謝礼等が必要な場合は、学習日の2週間前までに、所定の手続きを行うこと。
- (5) 1年間の学習が終ったあと、年間のまとめとしての「学習記録」を作成し、提出すること。
- (6) 同一学級を開設し、その助成を希望する場合は原則5年を限度とするため、計画的な学級運営に努めること。
- (7) その他、担当職員のサポートが必要な場合は時間的に余裕を持って相談すること。